

【袖ヶ浦市の国民健康保険加入の方へ】 産前産後の保険税が免除されます



出産する方の産前産後期間の保険税(所得割額・均等割額)が免除されます。
免除を受けるためには、原則、世帯主または被保険者からの届け出が必要です。

◇対象の方

・袖ヶ浦市の国民健康保険に加入している方で、令和5年11月以降に出産された方
(妊娠85日以上で死産・流産・人工妊娠中絶の場合も対象)

◇保険税(所得割額・均等割額)免除期間

【単胎妊娠の場合】

出産予定日(または出産日)が属する月の前月から4か月間

【多胎妊娠(双子や三つ子など)の場合】

出産予定日(または出産日)が属する月の3か月前から6か月間

※保険税が賦課限度額に達している世帯の場合、免除が適用されても保険税が変わらない場合があります。



【例】

保険料が免除される期間

単胎 /多胎	出産予定日	令和7年			令和8年						免除期間
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
単胎	令和8年3月						出産				4か月
多胎	令和8年3月						出産				6か月

※令和6年1月1日より制度開始のため、令和5年12月以前の期間については免除となりません。

◇申請方法

電子申請: 右記のQRコードから申請してください。

窓口申請: 袖ヶ浦市役所保険年金課、平川・長浦交流センター

※出産予定日の6か月前から申請できます。

※郵送の場合は保険年金課宛に必要な書類一式を郵送してください。

電子申請はこちら



母子健康手帳等の写真を
送っていただきます。

◇申請に必要なもの(郵送の場合は②③のコピーを添付)

①届出書(申請窓口に用意しております)※市HPからダウンロードも可能

②母子健康手帳などの出産予定日・多胎妊娠の有無を確認できる書類

※母子健康手帳の1ページ(出生届出済証)と4ページ(分娩予定日)を確認します。

③本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)

◇お問合せ

【連絡先】 〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 袖ヶ浦市役所 保険年金課

【直通電話】 国民健康保険班 0438-62-3031

会社の保険に加入している方は、手続き不要です